

丹波篠山市若者定住支援住宅補助金のご案内

住まいの新築・改修・購入を考えている方へ
丹波篠山市では、若者・子育て世帯を応援するため、
住まいの新築や改修、購入のための補助金を設けてい
ます！ぜひご活用ください。

※工事着工前に必ず申請してください。

裏面も必ず読んでください！



区分	補助対象者	対象事業	補助金
三世帯同居型	三世帯同居・近居※1 を目的に住宅を新築・ 改修・購入する若者・ 子育て世帯※2	100万円以上300万円未満の改修工事又 は住宅購入※5	10万円
		300万円以上の改修工事又は住宅購入又 は、1,000万円以上の新築工事	20万円
		三世帯とも市外から転入の場合	20万円を加算
市内工務店利用型	市内工務店※3が施工 する工事により住宅 を新築・改修する若 者・子育て世帯※2	100万円以上300万円未満の改修工事	10万円
		300万円以上500万円未満の改修工事	20万円
		500万円以上の改修工事又は、1,000万円 以上の新築工事	30万円
		100万円以上の工事で、丹波篠山産材を 利用した新築・改修工事	仕入価格相当 額（上限6万 円）を加算
定住促進重点地区型	定住促進重点地区※4 で住宅を新築・改修・ 購入する若者・子育て 世帯※2	100万円以上300万円未満の改修工事又 は住宅購入	10万円
		300万円以上500万円未満の改修工事又 は住宅購入	20万円
		500万円以上700万円未満の改修工事又 は住宅購入	30万円
		700万円以上900万円未満の改修工事又 は住宅購入	40万円
		900万円以上の改修工事又は住宅購入又 は、1,000万円以上の新築工事	50万円

※1、三世帯同居・近居・・・三世帯全員又はその一部の方が住民票を異動して市内に転入又は転居して同居し、又は近居すること。
三世帯同居・近居を始めた日から3年を経過しないものに限る。転居先が転居前と同じ自治会になるものは近居とはみなさない。
なお、近居とは三世帯が同一自治会の住宅に居住することを指す。

※2、若者・子育て世帯…交付申請時（事業完了時）に40歳以下で配偶者がいる方、または中学生以下の子どもを扶養している方。

※3、市内工務店・・・市内に主たる事業所がある工務店。

※4、定住促進重点地区…畑・日置・後川・雲部・福住・村雲・大芋・西紀北地区。

※5、土地の購入費用は含まない。

《申請の流れ》

① 認定申請書類を創造都市課へ提出

- ・改修・新築の工事をする場合、着工の1か月前までに申請書を提出してください。
- ・住宅購入の場合、転居・転入（居住開始前）の10日前までに提出してください。

約1週間~2週間で認定通知書を送付しま

② 審査後、創造都市課より認定通知書を送付します

- ・新築・改修は認定通知書が届いてから着工してください。
- ・交付申請書の様式を送付します。

認定時から交付決定までの間に、交付要件を満たさなくなった場合は、交付することができません。

③ 工事着工・完成

交付申請に必要な書類は、申請者が工務店に工事代金を支払ったことが分かる領収書や、工事完成写真などです。また、当初から工事金額が変わった場合は、見積書を求める場合があります。

④ 交付申請書を創造都市課へ提出

- ・認定通知書送付時に、交付申請に必要な添付書類一覧表を同封しますので、ご確認ください。

⑤ 事業完了検査

- ・ご自宅に職員が伺い、工事箇所の確認をしますので、日程調整にご協力ください。
- ・検査時間は約5分~15分を予定しています。
- ・市税を完納されているかを確認します。

⑥ 交付決定通知書を送付します。

- ・事業が適正であれば交付決定通知書を送付します。

⑦ 補助金のお支払い

- ・検査結果や、市税納付状況を確認し、問題がなければ指定の口座に補助金を振込みます。

（問合せ・提出先）

〒669-2397 兵庫県丹波篠山市北新町41

丹波篠山市役所 企画総務部 創造都市課 定住促進係 （丹波篠山市役所 本庁舎 3階）

TEL：079-552-5796 FAX：079-552-5665

《認定申請方法・添付書類一覧》

新築・改修の場合は「必ず工事着工前」、購入の場合は「転居・転入前」に次の書類を提出してください。

[新築の場合]

	三世代同居型	市内工務店利用型	定住促進重点地区型
認定申請書	○	○	○
建築確認書（建築確認済証）の写し	○	○	○
工事契約書の写し	○	○	○
工事見積書の写し	○	○	○
建物の地図・平面図・立面図	○	○	○
申請者の戸籍謄本	○	×	×
世帯全員の住民票（続柄あり）	○（三世代全員のもの）	○	○

[改修の場合]

	三世代同居型	市内工務店利用型	定住促進重点地区型
認定申請書	○	○	○
住宅の改修に係る工事請負契約書の写し	○	○	○
工事見積書の写し	○	○	○
建物全景と工事予定箇所の写真	○	○	○
建物の地図・平面図・立面図	○	○	○
申請者の戸籍謄本	○	×	×
世帯全員の住民票（続柄あり）	○（三世代全員のもの）	○	○

[購入の場合]

	三世代同居型	市内工務店利用型	定住促進重点地区型
認定申請書	○	/	○
住宅の購入に係る契約書の写し	○	/	○
住宅購入の金額がわかる書類	○	/	○
申請者の戸籍謄本	○	/	×
世帯全員の住民票（続柄あり）	○（三世代全員のもの）	/	○

丹波篠山市若者定住支援住宅補助金 Q & A

・認定申請手続き全般

Q 1. 認定申請書はインターネットから入手できますか？

A 1. できます。

丹波篠山市HPの「子育て（ライフステージ）」から認定申請書をダウンロードできます。

Q 2. 助成について、詳しい情報をインターネットで確認できますか？

A 2. できます。A 1と同じところでご確認ください。

Q 3. 商工観光課のリフォーム助成と併用することは可能ですか？

A 3. できません。丹波篠山市の他の補助金の交付を受けている場合、同箇所の工事は本事業の対象外になります。

Q 4. 2つ以上の区分の併用は可能ですか？

A 4. できます。

Q 5. 認定申請書を提出するのは、工事着工前でなければならないのですか？

A 5. 必ず工事着工前に提出してください。

Q 6. 申請者以外の者が申請書を提出することはできますか？

A 6. できます。

Q 7. 建築確認書（建築確認済証）はどこで手に入りますか？

A 7. 兵庫県もしくは確認検査機関が発行しているものです。工務店が受け取っている場合もありますので工務店にも確認ください。

Q 8. 解体費用は対象になりますか？

A 8. 対象外です。また、土地の購入費用も本事業の対象経費には含みません。

Q 9. 申請書の郵送は可能ですか？

A 9. できません。お手数ですが、窓口（創造都市課）まで提出ください。

Q 10. 申請者が施主でない場合、対象になりますか？

A 10. 対象外です。申請は必ず施主が行ってください。また、購入に関しても、登記が申請者の名前でないと対象にはなりません。

例) 申請者は若者世帯だが、支払は親が行い、購入物件の登記も親の名前になっている場合は対象外です。

Q 11. 昨年、補助金をもらいました。もう一度申請できますか？

A 11. できません。

Q 1 2. 現在、市外在住ですが、丹波篠山市内で新築（改修・購入）する予定です。対象になりますか。

A 1 2. 認定申請時は市外在住でも、市内に住宅を新築（改修・購入）し、交付申請時に住民票を移して居住をされるのであれば、対象になります。

・三世代同居型

Q 1 3. 三世代同居を始めて時間がたちますが対象になりますか？

A 1 3. 工事が完了して交付申請時に三世代同居を始めて3年以内であれば、対象になります。

Q 1 4. もともと親世帯と自分たち（夫婦）の二世代で住んでいました。今度子どもが生まれ、三世代になりますが、対象になりますか？

A 1 4. 対象外です。住民票の異動を伴う転居、転入により、三世代になる場合を対象とします。

Q 1 5. 三世代同居を始めて三年かどうかはどこで確認しますか？

A 1 5. 住民票で確認をします

・市内工務店利用型

Q 1 6. 市内工務店とは？

A 1 6. 市内に本社がある工務店です。支店のみが市内にある工務店は市内工務店としません。

・定住促進重点地区型

Q 1 7. 定住促進重点地区とはどこですか？

A 1 7. 畑・日置・後川・雲部・福住・村雲・大芋・西紀北地区です。

・交付申請手続き全般

Q 1 8. 工事完了後に提出する、交付申請書はどこで手に入りますか？

A 1 8. 丹波篠山市から、認定通知書とともに送付します。

工事が終わるまで保管し、事業完了後、速やかに提出ください。また、窓口でもお渡ししています。

Q 1 9. 交付申請時に準備する、工事期間の確認できる書類とは何ですか？

A 1 9. 着工日と完了日が記載された契約書もしくは、工事スケジュール等で確認します。

Q 2 0. 検査の日は平日ですが、申請者が仕事で不在です。どうすればいいですか？

A 2 0. 申請者の同居のご家族に立ち会いをお願いします。三世代同居型の場合は近居のご家族でも結構です。

Q 2 1. 認定申請時と交付申請時で工事金額が変わりました。どうすればいいですか？

A 2 1. 変更内容のわかる変更契約書、見積書などを添付して、変更後の内容で交付申請してください。

Q 2 2. 交付申請書の住所は、認定時の住所を書けばよいですか。それとも新住所を書けばよいですか。

A 2 2. 住所に変更がある場合は、住民票を移した上、新住所で申請してください。